（年号）　　年　　月　　日

# 学術指導申込書

国立大学法人群馬大学

学　 部　 等　 の　 長 　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　依　頼　者　）

住　　所

代表者名

国立大学法人群馬大学学術指導取扱規程及び裏面の学術指導実施条件に同意の上，下記のとおり学術指導（以下「本学術指導」という。）について，申し込みます。

記



学術指導実施条件

１．依頼者は，指導料等を国立大学法人群馬大学（以下「大学」という。）が発行する請求書に基づき、指定する期限までに支払わなければならない。

２．既納の指導料等は，本学が学術指導を完了することが不可能となるに至った場合又は学術指導が開始前に中止となった場合を除き返還しない。

３．大学及び依頼者は，本学術指導の実施の過程において発明等が生じたときは，速やかに相互に通報し，その取扱いを協議のうえ書面にて定める。

４．大学及び依頼者は、本学術指導に用いた技術、知見、知識、情報及びこれらに類するもの（以下「情報等」という。）にかかる全ての権利（知的財産権を含む。）は大学に留保され、大学は情報等の使用等について何らの制限も課されないことを確認する。また、本学術指導の実施による依頼者に対する情報等の開示又は提供によっては、黙示的であると否とを問わず、いかなる権利も依頼者に許諾されたとみなされないものとする。

５．大学及び依頼者は，相手方から開示又は提供され，若しくは知り得た技術上及び営業上の情報のうち，秘密の旨の表記があるものについて，秘密情報とし，第三者に開示・漏洩してはならない。ただし，書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。なお，次のいずれかに該当する情報については秘密情報の対象外とする。

1. 開示又は提供され，若しくは知得した際，既に自己が保有していたことを証明できる情報
2. 開示又は提供され，若しくは知得した際，既に公知となっている情報
3. 開示又は提供され，若しくは知得した後，自己の責めによらず公知となった情報
4. 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負うことなく適法に取得したことを証明できる情報
5. 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得したことを証明できる情報
6. 法令に基づく裁判所の命令又は官公庁による指導により開示する情報

６．秘密情報の有効期間は，本学術指導開始の日から学術指導完了後３年間とする。

７．大学は，本学術指導の実施内容及び結果に関し，明示又は黙示を問わず，一切の保証をしない。

８．大学は，本学術指導（本学術指導に基づく商品の販売，役務の提供を含む。）によって依頼者に損害が発生した場合において，当該損害についての一切の責任を負わない。

９．本学術指導は，依頼者が一方的に中止し，又は期間を延長することができない。依頼者は，本学術指導を中止し，又は期間の変更をする必要がある場合は，本学に所定の変更申込書を提出する。

10．大学がやむを得ない事由があると認めるときは，本学術指導を中止し，又は期間を変更することがある。大学は，やむを得ない事由により学術指導を中止し，又はその期間を変更することにより依頼者に損害が発生した場合，当該損害についての一切の責任を負わない。

11．本申込書に定めのない事項については，大学及び依頼者で協議の上，決定する。